

登記事項証明書

任意後見

任意後見契約

【公証人の所属】 法務局

【公証人氏名】

【証書番号】

【作成年月日】

【登記年月日】

【登記番号】 第 号

任意後見契約の本人

【氏名】

【生年月日】

【住所】

【本籍】

任意後見受任者

【氏名】

【住所】

【代理権の範囲】 別紙目録記載のとおり

登記事項証明書（別紙目録）

任意後見

代理権目録

【代理権目録（任意後見契約）】

- 1 不動産、動産等すべての財産の保存、管理及び処分に関する事項
- 2 銀行等の金融機関、郵便局、証券会社とのすべての取引に関する事項
- 3 保険契約（類似の共済契約等を含む。）に関する事項
- 4 定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払に関する事項
- 5 生活費の送金、生活に必要な財産の取得に関する事項及び物品の購入その他の日常関連取引（契約の変更、解除を含む。）に関する事項
- 6 医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入退所契約に関する事項
- 7 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て並びに福祉関係の措置（施設入所措置を含む。）の申請及び決定に対する異議申立てに関する事項
- 8 登記済権利証、印鑑、印鑑登録カード、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、預貯金通帳、各種キャッシュカード、有価証券・その預り証、年金関係書類、土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項の事務処理に必要な範囲内の使用に関する事項
- 9 居住用不動産購入、賃貸借契約並びに住居の新築・増改築に関する請負契約に関する事項
- 10 登記及び供託の申請、税務申告、各種証明書の請求に関する事項
- 11 遺産分割の協議、遺留分減殺請求、相続放棄、限定承認に関する事項
- 12 配偶者、子の法定後見開始の審判の申立てに関する事項
- 13 以上の各事項に関する行政機関への申請、行政不服申立、紛争の処理（弁護士に対する民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項の授權を含む訴訟行為の委任、公正審査の作成嘱託を含む。）に関する事項
- 14 復代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項
- 15 以上の各事項に関する一切の事項

以上

登記事項証明書（別紙目録）

任意後見

同意を要する旨の特約目録

同意を要する特約事項

任意後見契約の効力発生後、受任者が次の行為を行う場合は、個別に任意後見監督人の書面による同意を要する。

- 1 不動産の購入、売却、贈与、その他重要な財産の処分
- 2 住居等の新築、増改築に関する請負契約の締結

以上

登記事項証明書

任意後見

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成28年5月11日

東京法務局 登記官

恒川 浩二

